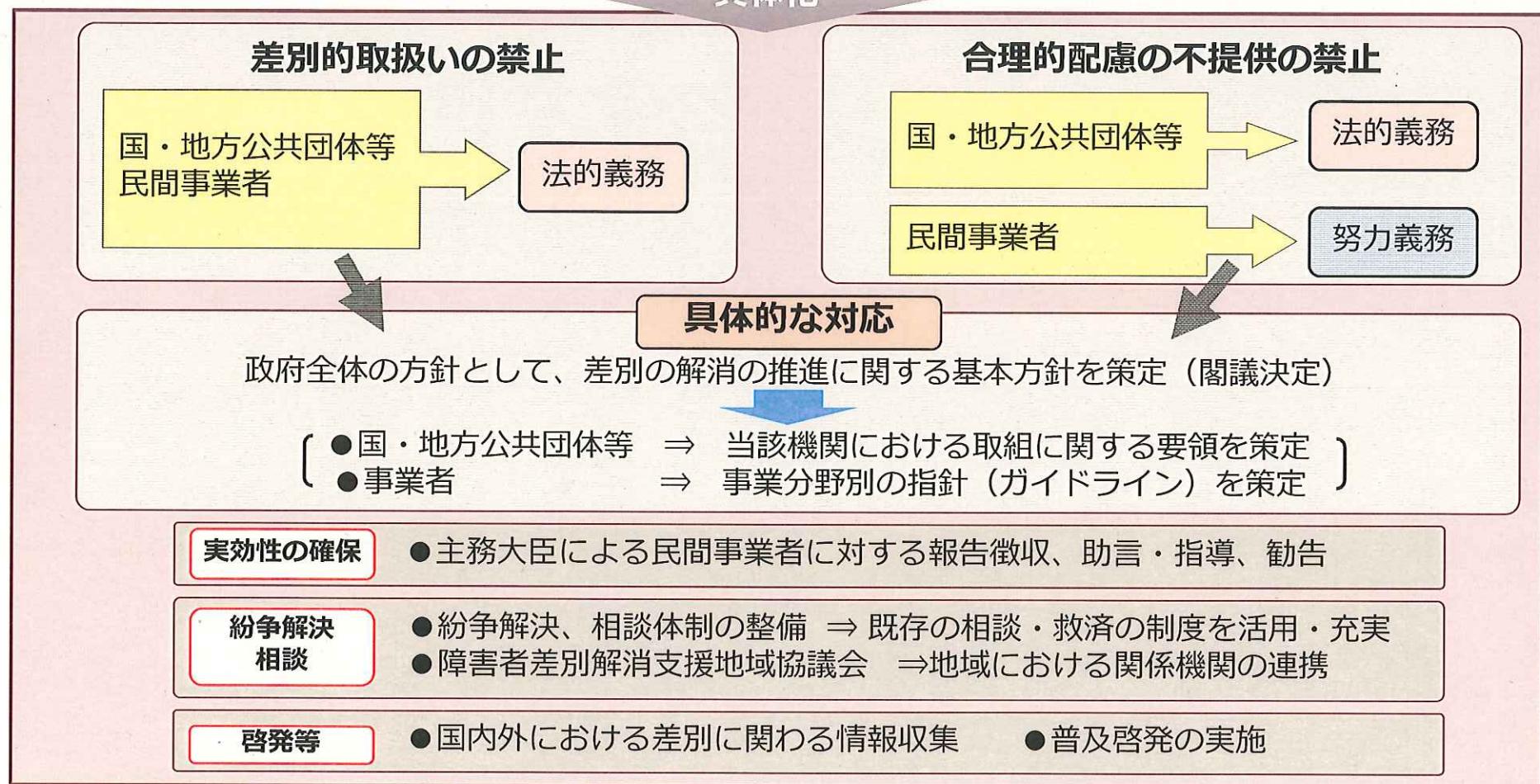


障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害 を理由として、差別することそ の他の権利利益を侵害する行為 をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としてい る障害者が現に存し、かつ、その実施に伴 う負担が過重でないときは、それを怠ること によつて前項の規定に違反することとな らないよう、その実施について必要かつ合 理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為 の防止に関する啓発及び知識の普及 を図るため、当該行為の防止を図る ために必要となる情報の収集、整理 及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し）